

スマート行動変容サービス利用規約契約約款 【現改比較表】

～2024年9月30日

2024年10月1日～

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

運動習慣獲得支援事業	自治体が主体となり実施する、又は自治体若しくは医療機関等の協力の上、当社が実施する、みえるリハビリサービスと本サービスを利用して利用者の運動習慣の獲得を支援する事業をいいます。
利用者	当社との間でみえるリハビリサービスの利用契約を締結したもので、本サービスにて医療機関等に割りあてた施設番号に紐づけられた利用者をいいます。
医療機関等	自治体又は当社からの指定又は依頼を受け、運動習慣獲得支援事業への協力を行う医療機関その他の機関で、当社との間で本サービスの利用にあたり利用契約を締結し、本サービスを利用して、みえるリハビリサービスで当社が取得した、自己の施設番号に紐づけられた利用者のデータを取得・閲覧するものをいいます。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

運動習慣獲得支援事業	自治体若しくは法人が主体となり実施する、又は自治体、法人若しくは医療機関等の協力の上、当社が実施する、みえるリハビリサービスと本サービスを利用して利用者の運動習慣の獲得を支援する事業をいいます。
利用者	当社との間でみえるリハビリサービスの利用契約を締結したもので、本サービスにて医療機関等又は法人に割りあてた施設番号に紐づけられた利用者をいいます。
法人	当社との間でみえるリハビリサービスの利用者への提供に関する契約を締結した者で、本サービスを利用して自己の施設番号に紐づけられた利用者のバイタルデータ等を取得又は閲覧する者をいいます。
医療機関等	自治体又は当社からの指定又は依頼を受け、運動習慣獲得支援事業への協力を行う医療機関その他の機関で、当社との間で本サービスの利用にあたり利用契約を締結し、本サービスを利用して、みえるリハビリサービスで当社が取得した、自己の施設番号に紐づけられた利用者のデータを取得・閲覧するものをいいます。医療機関等には法人を含みます。

<p>第4条 <u>本サービスの概要</u></p> <p>6 当社は、みえるリハビリサービスで利用者に対して貸与する下記の物品（以下、「貸与物品」といいます。）の保管を医療機関に依頼する場合があります。医療機関は善良なる管理者の義務をもって、貸与物品を無償で保管するものとし、当社によるみえるリハビリサービスの利用者への貸与以外の用途で使用しないものとし、当社によるみえるリハビリサービスの利用者への貸与以外の用途で使用しないものとし、医療機関による、保管・貸与・管理方法について当社と協議の上、決定するものとし、</p> <p>(1) hitoe®トランスミッターとその付属品</p> <p>(2) hitoe®ベルト</p> <p>(3) Androidスマートフォンとその付属品（希望者のみ）</p>	<p>第4条 <u>本サービスの概要</u></p> <p>6 当社は、みえるリハビリサービスで利用者に対して貸与する下記の物品等（以下、「デバイス等」といいます。）の保管を医療機関に依頼する場合があります。医療機関は善良なる管理者の義務をもって、デバイス等を無償で保管するものとし、当社によるみえるリハビリサービスの利用者への貸与以外の用途で使用しないものとし、医療機関による、保管・貸与・管理方法について当社と協議の上、決定するものとし、</p> <p>(1) hitoe®トランスミッターとその付属品</p> <p>(2) hitoe®ベルト</p> <p>(3) Androidスマートフォンとその付属品（希望者のみ）</p>
<p>第9条 <u>当社が行う利用契約の解約</u></p> <p>当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ医療機関等にそのことを通知の上、利用契約を解約することがあります。</p> <p>(1) 当社が運動習慣獲得支援事業を終了したとき</p> <p>(2) 運動習慣獲得支援事業について自治体と当社との契約が終了したとき</p> <p>(3) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された医療機関等が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。</p> <p>(4) 医療機関等が利用契約に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき又は当社が重大と認める誤りがあったとき。</p> <p>(5) 本規約に反する行為を行った又は行うおそれがあり、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であると当社が判断したとき。</p>	<p>第9条 <u>当社が行う利用契約の解約</u></p> <p>当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ医療機関等にそのことを通知の上、利用契約を解約することがあります。</p> <p>(1) 当社が運動習慣獲得支援事業を終了したとき</p> <p>(2) 運動習慣獲得支援事業について自治体又は法人と当社との契約が終了したとき</p> <p>(3) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された医療機関等が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。</p> <p>(4) 医療機関等が利用契約に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき又は当社が重大と認める誤りがあったとき。</p> <p>(5) 本規約に反する行為を行った又は行うおそれがあり、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であると当社が判断したとき。</p>

<p>(6) 医療機関等が自ら又は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき</p> <p>(7) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>(8) その他当社が不適切と合理的に判断する行為を行ったことが判明したとき</p>	<p>(6) 医療機関等が自ら又は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき</p> <p>(7) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>(8) その他当社が不適切と合理的に判断する行為を行ったことが判明したとき</p>
	<p>附則（令和6年9月27日 SWBヘル第000400001603-01号）</p> <p>（実施期日）この規約は、令和6年10月1日から実施します。</p>